

非課税所得について

あけましておめでとうございます。

本年は元号が変わる節目の年であり新しい時代の幕開けでもあります。

皆様にとって穏やかで実り多き素晴らしい一年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

所得税は1月1日から12月31日までに得た所得に対してかかりますが、社会政策やその他の見地から所得税がかからない(非課税所得)ものについてご説明します。

●実質弁償的性格に基づくもの

- ・給与所得者の出張旅費
- ・給与所得者の通勤手当(月額15万円まで)

●社会政策的配慮に基づくもの

- ・遺族年金、障害年金(老齢年金は課税所得です)
- ・家具・衣服などの生活必需品をメルカリ、ヤフオク等で売却して得る所得(貴金属、宝石等で1組の価額が30万円を超えるものの売却は課税です)
- ・損害保険金・損害賠償金(突発的な事故や災害などで取得するもの)
- ・慰謝料や治療費等(心身に加えられた損害により取得するもの)
- ・傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、失業手当金(失業手当)
- ・生活保護を受けている方がもらう給付金

●二重課税(同一の所得に対して二度以上の課税すること)の防止に基づくもの

- ・相続や贈与などにより得た所得(相続及び贈与税の申告対象になります)

●その他

- ・宝くじ当選金、スポーツ振興投票券(toto)の払戻金(あたり馬券は課税です)
- ・NISAなどの非課税口座の上場株式等にかかる配当所得・譲渡所得

●公益的な目的に基づくもの

- ・文化功労者年金(文化向上発達に際立った貢献をした方に支給する年金)、ノーベル賞の賞金など